

一般社団法人中国しろあり対策協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人中国しろあり対策協会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築物、工作物等に対するしろありによる被害及び腐朽の防止を行い、長期にわたる耐久性と安全性を確保し、あわせて木材消費の節約に資し、国民生活の向上と地球環境の保全に寄与し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「全国協会」という。）と連携して次の事業を行う。

- ①しろありの実態調査研究事業
- ②正会員の入会推進
- ③しろあり防除（予防・駆除）及び防腐に関する指導と啓発
- ④しろあり防除及びこれに関連する業務の技術向上に関する講習会・試験及び研修会の開催並びに指導
- ⑤しろあり防除及びこれに関連する業務の講演会及び出版物の発行等の広報活動
- ⑥消費者対応事業（消費者相談への指導・助言・情報提供）
- ⑦しろあり防除業者等の売上向上支援事業
- ⑧文化財等の蟻害・腐朽調査事業
- ⑨その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本会は、理事会及び監事を置く。

第3章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員

ア 登録施工業者会員

中国5県内で防除施工を業とする法人又は個人であり、かつ、登録事業所が所在する地域の連携団体（以下「県・地区協会」という。）に加入している者。ただし所在地を管轄する県・地区協会がない地域においてはこの限りではない。

イ 個人会員

前アに該当しない者で、県・地区協会会長の推薦があり、かつ、本会の運営上必要とする個人。

(2) 賛 助 会 員

防除薬剤の製造及び販売などを業とする法人又は個人、若しくは団体又は個人で本会の事業に賛助する者。

(3) 名 誉 会 員

本会の目的達成のため功績顕著な者であつて総会の決議をもつて推挙された者。

2. 前項の会員のうち、正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会規定)

第8条 会員の入会規定及び入会金・会費の額は、別に定める。

(入会手続)

第9条 本会の目的に賛同し、前第7条に掲げる会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、理事会が別に定める手続により、会長に申し込まなければならない。

2. 入会は、別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
3. 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
4. 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を納入しなければならない。

(任意退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2. 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

3. 本会を退会した者は、全国協会並びに県・地区協会の会員資格を自動的に喪失するものとする。

(除名)

- 第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款、その他の規則又は総会の決議に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

- 第13条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。
- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散若しくは消滅したとき。
 - (3) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 総正会員が同意したとき。
 - (5) 入会の申請に虚偽又は不正の事実があるとき。
 - (6) 本会の勧告に従わなかったとき。
 - (7) 不誠実な行為により消費者又は本会に対し重大な損害を与えたとき。
 - (8) 別に定める適格基準の一に該当しなくなって2年が経過したとき。
 - (9) 別に定める「会員となることができない」事由に至ったとき。
 - (10) 第7条第1項第1号アの正会員が転廃業その他の理由で、業務を行わなくなったとき。
 - (11) 全国協会・県・地区協会の資格を喪失したとき。
2. 本会は会員資格の喪失に当たって、あらかじめ当該会員に弁明の機会を与えなければならない。弁明は通知を受けた日から1か月以内に書面をもって行う。
 3. 本会は第1項の事由により会員資格を喪失した旨を、すみやかに文書をもって当該会員に通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
2. 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構成)

- 第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種別)

第16条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2. 前項の通常総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 総会は、通常総会として、毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 第一項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 役員解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(書面表決等)

第24条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2. 前項の場合における第21条及び前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議事録には、議長及び出席理事が署名又は記名押印し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内（個人会員を含む）
- (2) 監事 2名以内
- 2. 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3. 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会において、県・地区協会から選出、若しくは推薦された正会員2名以内（法人又は団体においては指定代表者）の中から選任する。

- 2. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第28条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2. 副会長は、会長を補佐する。
- 3. 理事は、理事会を構成し、その職務を執行する。
- 4. 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠によって就任した役員は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 役員は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬等)

第31条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第32条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
3. 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第33条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、かつ、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の運営上重要な事項及び業務執行の決定
- (2) 総会に提出すべき事項
- (3) 会長・副会長の選定及び解職
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) その他、必要と認められる事項

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年定期的に開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2. 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第28条第4項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第44条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第45条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第46条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第51条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第52条 本会が清算をする場合は、総会の決議により残余財産を処分することができる。

第9章 委員会

（委員会）

第53条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

- 2. 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

（事務局）

第54条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2. 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 3. 事務局長及び職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4. その他事務局に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補 則

（施行細則）

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。